

3.12 社会還元促進部門

部門長 高橋幸雄

【部門概要】

NICT が研究開発した成果が世の中に活用され役立つことが重要であることから、成果等を適切に維持管理し、社会に技術展開をし、社会に役立てるよう、積極的に社会還元活動に取り組んでいる。また、NICT 全体で、多くの研究成果が挙げられるよう研究環境の整備や、適正かつ迅速な研究支援を行っている。これらを進めるため、3つの室で以下の業務を行っている。

- ① 研究開発支援室では、研究活動等に関する問題についての相談を受け、その対応を行っている。また、研究用無線局の申請や管理、研究に用いる装置等の試作、NICT の研究施設の外部供用制度の運用を行っている。
- ② 情報システム室では、高度な研究活動が円滑に行われるよう、NICT 内の情報システム（共用ネットワーク、共用サーバ、外部接続ネットワーク、事務部門用共用パソコン、TV 会議システム等）の運用や、情報セキュリティの維持・監視を行い、安全に利用できる情報インフラを提供・運用している。
- ③ 知的財産推進室では、研究活動で創出された特許等の知的財産を、適正に取得・維持・管理を行い、論文等の研究成果の管理や外部に向けた情報発信、知的財産や技術の社会における実利用を進める技術移転活動、NICT 発ベンチャーの支援等を行っている。

【主なトピック】

(1) 知的財産についての啓発活動

7月に、NICT の知的財産について概要、取組、留意点まで幅広く解説した知的財産ガイドブックを作成し、周知、説明会を実施し、職員の知的財産に関する理解や知識の向上に役立てた。また、平成 25 年 1 月および 3 月に知的財産推進室職員が講師を務める研修会を実施し、知的財産の意義や活用等の理解を深めた。

(2) 知的財産規程の改正

7月に知的財産を保有する目的の明記や不実施補償の見直しを行い、12月に出向者の知的財産権を出向元組織で利用できるように改正し、利用促進のための技術の「お試し許諾」を可能にした。また、2月に特別研究員・研修員受入制度における知的財産権の帰属にかかる改正を行った。さらに、NICT として不要となった特許権等の取り扱い及び承継補償金の導入に向けた議論を進め、規程改正に向けて準備を行った。

(3) 2 室の知的財産推進室への統合

知的財産の管理と技術移転を統合し、発掘から育成・移転まで一貫して行うことができるよう、成果知財展開室と技術移転推進室を統合し、知的財産推進室に一本化した。また、NICT 内の 6 研究所との連携が重要であることから、研究所担当を設け、現場と一体となって知的財産の発掘・管理・育成・移転を行うようにした。

(4) 無線局申請の電子化

従来、紙媒体で行われていた無線局申請・届出等を、インターネットで電子申請が実施できるようにし、無線局申請及び関連業務の効率化を図った。

(5) コンシェルジュ業務を通した研究支援体制の見直し

研究所等から研究活動に関する各種相談を受け、件数の多い共同研究契約関係、外国人研究者支援、NICT 内情報提供方法の改善等について、産学連携部門、国際推進部門、経営企画部等と連携し、研究支援の見直し・改善を進めた。

(6) CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 体制の整備等のセキュリティ強化

セキュリティ対策チームとして CSIRT 体制を整備し、インシデント対応の専門部隊として、インシデントに対して迅速に対応することで、被害をできるだけ小さくし、かつ適切な解決・フォローアップができるようになった。

(7) 業務システムの統合

電子決裁システム、勤務管理システム、共用スケジューラの統合を行い、管理の効率化や安全性向上、利用者の利便性向上につなげた。